

# 第4回

## 政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

## 第4回政務活動費検討委員会

日 時 令和元年12月25日（水曜日）  
午後1時15分 ～ 午後4時00分  
実会議時間 / 2時間6分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

出席委員	會田 一男 委員長	佐藤 栄作 副委員長
	村上 晃一 委員	蛇石 郁子 委員
	柳田 尚一 委員	三瓶 宗盛 委員
	福田 文子 委員	佐藤 徹哉 委員
	大木 進 委員	但野 光夫 委員
	高橋 善治 委員	大城 宏之 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

### 事務局職員【書記】

議会事務局長	伊藤 克彦	議会事務局次長	薄 正博
		兼総務議事課長	
総務議事	吉田 英明	主任主査兼	佐藤 真人
課長補佐		政務調査係長	
主 任	伊藤 広喜	主 査	槻田 隆浩
主 査	鹿俣 由絵	主 査	柴田 悠

### 会議に付した事件

これまでの協議結果について  
タブレット導入に伴う取り扱いの変更について  
最新判例を踏まえた対応について  
改選期の取り扱いについて  
その他について

### 現地調査の有無

なし

午後 1時15分 開会

○**會田一男委員長** それでは、ただいまから第4回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会いたします。

本日の欠席はございません。

本日、傍聴者はありません。

委員会記録委員の指名を行います。

委員会記録署名委員の指名については、委員長において三瓶宗盛委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○**會田一男委員長** 本日は、(1)これまでの協議結果について、(2)最新判例を踏まえた対応について、(3)タブレット導入に伴う取り扱いの変更について、(4)改選期の取り扱いについて、(5)その他の協議を行います。

初めに、協議事項(1)これまでの協議結果について協議いただきます。

第3回検討委員会までの結果を、お手元へ配付しております。広報紙基準の適用時期を令和2年4月1日から、行政調査の航空券の額は、旅費算定額を限度額とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 次の協議に移りますが、最新判例を踏まえた対応についての按分に関する協議の前に、タブレット導入に伴う取り扱いの変更についてを協議したほうがスムーズかと思われましたので、前回と項目を逆にしております。

協議事項(2)タブレット導入に伴う取り扱いの変更について協議いただきます。

タブレット導入に伴う変更は、あくまでタブレット導入に関してということで、パソコンについては最新判例を踏まえた対応についてで協議いただきたいと思います。

それでは、前回、各会派に持ち帰り検討としましたので、各会派ごとに検討結果を説明いただきます。

まず、志翔会さんからよろしいですか。

大城委員。

○**大城宏之委員** うちの会派というよりも、まず少数会派からお話を聞いたほうがいいのではないのでしょうか。

○**會田一男委員長** 少数会派からということですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 大城委員。

○**大城宏之委員** 何でもこういうことを言うかということ、長年議員やって、第1会派、第2会派の方向性が決まってしまうと、ちょっと違うという意見があっても、どうしてもそっちのほう

になってしまうので、より新鮮な意見を聞きながらしっかり対応したほうがいいということで、今の発言に及びました。

以上です。

○**會田一男委員長** 今、新鮮な意見をということでございましたので、皆様よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、そのようにしたいと思います。

虹とみどりの会、蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** ちょっと時間をいただいていいですか。

○**會田一男委員長** 次は、共産党さん。

○**高橋善治委員** タブレット本体の購入についてですが、この公用タブレットは議会以外に持ち出しても自由に使えるという前提があります。ただ、公用タブレットの使い方について、渡されたときに、細々でもないけれども、おおよその大枠の使い方についての注意事項をいただいています、その範囲で使って、議会議員活動においてはそんなに支障がないんですよね、実際には。

なので、現状、公用タブレットがあれば新たにタブレットを購入するという必要性を、具体的に示すこともできないので、これがあるということでタブレットそのものは、新たに個人的に購入する必要があるのか、会派として購入する必要があるのかという点で見ると、その必要性はないんですね。

ただ、それは私たちがタブレット端末を十分使いこなしていないという、制約の中での考え方なので、十分に使いこなしている方々がこの貸与されたタブレットでは十分機能を発揮できないのだとか、そういうことがあれば、検討されてしかるべきだろうと思うんです。

ただ、会派としてどうですかという問いかけですので、共産党市議団としては、この公用タブレット端末が貸与されたということで十分事足りるので、これとは別に本体を政務活動費で購入またはリースを受ける必要性は認めがたいので必要ないという考え方でございます。

2番目のカメラについてですが、実はタブレット端末のカメラ機能がよくわからなかったもので、この間教わりました。

それで、画質とかいろいろ検討して、自分たちで発行しているニュースにその画像を取り込んでやるということ自体に不自由はないんですが、しかし、これを常にいつも持っているのかと言われれば、実際には持ってはいないので、当然デジカメとか、自分の携帯とかを使って、写真撮影を必要に応じてやっているということなんです。

カメラの性能ってピンきりなので、どこまでどうなのと言われても言いようがないんですが、デジカメの一つぐらいは当然常に持っているべきだろうかと、議員としては、と思うんです。

ただ、金額的な制限は加えるべきだろうと思います。議員活動に一眼レフが本当に必要なの

となればそうではなくて、値段はどれぐらいが適当なのかというのは言いようもないんですが、今は1万円しなくてもデジカメは買える状況になっているので、制限を設けて、これは政務活動費に1人1台程度はあってもしかるべきかという思いがあります。

ただ、これを政務活動だけに使うのかと言われれば、そうはならないんですよ。事の性質上、常に持って歩くことになると、撮るものはそれだけに限らないので、もしこれを政務活動に入れるならば、購入時に按分をすることが必要だと思います。

通信料は、携帯電話、固定電話、いろいろあるんですが、今は按分したやつをどうするんだということですよ。

○**會田一男委員長** タブレットを導入したがための、インターネットに関するタブレットの通信料もお願いします。

高橋委員。

○**高橋善治委員** 要するに、タブレット関連だけで言えばインターネットにかかる費用についてということになりますよね。

これも按分以外に方法はないんだと思うんですよ。というのは、今、私どもの会派でインターネット環境を自由に使わせてもらっているのは控室、それから公用タブレットです。そして、個人的に使っているパソコンで、自分が引いている光回線とかというのは、言ってみれば私たちの考えているインターネットの接続なんですけど、現状で十分なんじゃないかなと思うんですよ。

というのは按分で4分の1、上限1万円ということで、それは公用タブレットが入ったから安くなるものなのか、使う頻度が減るものなのかと言われると、何とも言いようがないので、変える根拠はないので、このままでいいのではないかと思います。

相当厳しい4分の1、上限1万円ということで、制約をかけているので、これ以上動かす必要もないのかなと思っております。

セキュリティについては按分を入れるべきだと思います。

○**會田一男委員長** ちょっと確認したいんですが、通信料の件のところで、公用タブレットの通信料について全額公費で賄っている中において、個人が現在所有しているタブレットの通信料の取り扱いについても、この按分でいく考え方でよろしいのでしょうか。

高橋委員。

○**高橋善治委員** ご説明しますと、私の理解では要するに、ここに載っている電話、携帯電話、それからパソコンのインターネット、そこにタブレットが入る、入らない、いろいろあると思います。

でも、全体として上限4分の1で1万円ということなので、公用タブレットの通信費を公費負担していただいたとしても、現状でよいのではないかと思います。

そんなにインターネットのことが詳しいわけではないので、私たちが通常使っている範囲の話で申し上げておりますが。

○**會田一男委員長** 了解しました。

パソコンとセキュリティソフトの件については、また改めて協議に入りますので。

次、蛇石さん、準備できましたか。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** そうすると、上から1、2、4ということでもいいんですね。

タブレット本体購入費、これは当然公用タブレット導入なので、認められないということですよ。

2番のカメラの件ですね。カメラも、まだタブレットに私自身もなれていないというものがあまして、まだまだ勉強不足だなというところがありますが、極力公用タブレットを使って技術を習得したりする、また、タブレット導入の効果も議員として上げていくという姿勢は大事かなと思っています。

今まで使っていたカメラ機能、スマートフォン等で使っているんですけども、それはそれで政務活動には重要で、これからも使っていくと思います。

ですが、せっかく公用タブレットを導入したわけですから、それを有効活用していくということで、認めない方向がいいと思っています。

4番の通信料のほうも、現在が按分率4分の1、上限1万円ということですね。こちらも公用タブレットを公費負担ということであるので、若干使用が少なくなるんだろうとは思いますが、このところは結構使いますので、特に携帯電話とかは必需品なので、按分率を4分の1、上限1万円のままで据え置く、現状維持を望んでいます。

以上です。

○**會田一男委員長** 確認ですが、既に個人がタブレットを所有していて、その通信料に関する取り扱いについては、この4分の1の按分率の中に含めるという考え方でよろしいですか、それとも、公用のタブレットについては、既に公費負担をしているので、それは認めないという考え方でよろしいですか。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** 使い方が各自違うと思うので、私は現状のままで、按分率4分の1、上限1万円がいいと思います。

○**會田一男委員長** すると、既に使われているタブレット、個人が所有しているタブレットで通信料が発生している分についても、この上限1万円の中に含めて考える形でいいんですね。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** はい。

○會田一男委員長 佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 委員長の補足説明で公用タブレットの通信料は、公用で渡しているものに関しては、議員の負担は生じないのが現状であります。

これとは別に、今まで政務活動費ではタブレットに関して購入も含めて認めておりました。それに関する通信料というのも上限の4分の1、携帯電話とかの合計額で1万円以下という形で認めているという状況でございます。

委員長の確認というのは、今まであった部分の通信料に関しては、公用タブレットの通信料は公費で負担している中で、個人のタブレットに関しては、今までと同様の取り扱いでいいですか、その辺をこの委員会でどうしましょうということでご協議いただいている状況だと思えますので、個人と公用のタブレットということで、委員長の確認の発言があったと思われまので、その点を補足させていただきました。

以上でございます。

○會田一男委員長 佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 今の佐藤係長の説明を聞くと、公用タブレットの通信費を公費負担しているのだから、議員が使っている通信費について、どのように考えるか考えなければならないというスタンスのようですが、極端なことを言えば、公用タブレットの通信費を公費で賄っていただかなくても、Wi-Fiを持っていれば通信料は変わらないんですよ。上がることもなければ、下がることもない。

そして、議員はそれぞれ現在、公用タブレットが貸与される前の個人タブレットの使用については、携帯電話契約にしている人、それからWi-Fiを使用して通信環境を整えている人、それぞれ個人の裁量でやっていて、その上で通信費を4分の1と決めていたはずですよ。

だから、公用タブレットの通信費を公費で賄っているのだから、これまでの通信費について考え方を述べなさいというのはとても乱暴な話で、公用タブレットの通信費についても我々に任せるべきだったのではないですか。そうすれば、私は別に公費負担していただかなくて結構です。現状の4分の1の按分と決まっているルールの中で賄っていきます。この考え方を問うこと自体がおかしい。私の考え方です。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 すみません、公用タブレットの通信料については、もう決まっている部分に関してなものですから、これは委員の今のご意見というのは確かにあるかもしれないんですけども、そこは現状を踏まえたという前提になります。

現状を踏まえて、タブレットが2つ出てくるような形になったときに、まず、購入の部分と通信料が出てくるものですから、その考え方は持っていたほうがいいかなというところで、委員長にも確認していただいております。考え方を否定するとか、そういう場ではないと認識し

ていますので、郡山市議会は公用タブレットを持っているけれども、個人タブレットもしっかりとした考え方は持っていないといけないかと思えます。

今、現状入れている公用タブレットの通信料に関しては、公費負担という形になっているものですから、一方で個人タブレットはどうするかという考え方の部分をご検討いただければなということで上げておりますので、決して、議員の自律性というか、この使用の部分の制約じゃなくて、考え方の部分は整理したほうがよろしいのかなということで、ご協議いただいている内容でございます。

以上です。

○**會田一男委員長** よろしいですか。次に続けます。

社民党さん、お願いします。

○**柳田尚一委員** まず、タブレットの本体購入ということで、我が会派では基本的にタブレットを持っている人はだれもいない。今回初めてタブレットの扱いをさせていただいたので、先ほどお話があったように、タブレットを基本的に使いこなせない。それは別の話として、タブレットの関係については、我が会派としては、この公用タブレットで対応できればいいのかなと思えます。

それから、カメラについても、我が会派ではカメラは持っておりません。それぞれ皆さんスマートフォンなどで現地に行ったときの写真は、撮って対応しているということでありますので、ここについても、カメラについては我が会派としては使用していない。当然、政務活動費の関係には入ってはいないということです。

通信料についても、会派としては基本的に携帯電話とか、そういう中身についても現在、これまでもこれは按分というか、政務活動費の中の範疇ではやっていないものですから、会派としてはこのままで結構なのではないかということでもあります。

以上です。

○**會田一男委員長** 続きまして、公明党、但野委員。

○**但野光夫委員** まず、タブレットは購入しない。購入してもいいけれども、政務活動費は出さない。

次、カメラは、多分、公用タブレットで写真撮れないことはないけれども、格好よくないんだよね。だから、もっと小さいもので撮ったり、撮りづらいとか、いろいろな理由があると思うので、カメラは備品に入るので、按分すべきだろうと思えます。

あと、通信料は、Wi-Fiじゃなくて、携帯番号をもらって個人タブレットを使っていたので、月、四、五千円請求がかかっています。

そして、個人的に公用タブレットが貸与されたからは、個人タブレットの通信費に関してはもう請求しないことにしております。



それで、通信費は4分の1、上限1万円で、そのままいいんですけども、個人のタブレットの通信費は請求しないというふうにしております。

以上です。

○**會田一男委員長** ということは、個人タブレットは必要ないでしょうということで、いいわけですね。

但野委員。

○**但野光夫委員** 個人のタブレットはね。

説明すると、有線電話が電話代、プロバイダー料金、個人タブレットの通信費をインターネット代として、あと、携帯電話の通信費はあるので、これを4分の1にして出していたんですね。その中の、個人タブレット分は含めないで請求をしているということでございます。

以上です。

○**會田一男委員長** 続きまして、緑風会。

○**大木 進委員** タブレット本体購入費については、公用タブレットが議会改革で導入になりましたので、公用タブレットを持って対応していくということの意見でございます。

2つ目、カメラにつきましては、公用タブレットまたは個人の携帯電話で対応ができるんですが、やはりそれぞれの会派で1台はあってもよろしいのではないかと。すべて個人任せということではなくて、会派として、そして議会として、それぞれのいわゆる政務活動とかも含めて、しっかりとその記録を残しておく。そういった意味において、カメラ1台というものは認めてよろしいのではないかとということです。

あと、通信料につきましては、現状維持という声が多くありました。

以上でございます。

○**會田一男委員長** 新政会、お願いします。

三瓶委員。

○**三瓶宗盛委員** 新政会といたしましては、タブレット購入に関して、極力購入はせずにリースで、また、個人で使っている部分なので、4分の1という話になりました。個人が使っているものに関しては4分の1、按分ということになります。

あと、カメラに関しては、会派で持つ分には按分なしでいいのではないかと。そこで問題になってくるのが1人会派は説明がちょっと難しいかなと思うんですよ。どうしても、政務活動に使っているのか、個人的に使っているのかという説明が困難なので、例えば会派控室にきちっとして置いておくのであれば、出してもいいのではないかと話し合いをしました。按分なしの現況どおり。

カメラはリースってなかなか難しいと思いますし、極力リースというのは残しておいても構わないと思うんですけども、各会派で1会派1台ぐらいつつは持っていて、パソコンとかに

取り込むときはデジカメのほうが簡単なので、そういうのは残してもいいのではないかという話でした。

あと、通信料に関しては、上限が1万円、按分も4分の1になっていますから、このままで大丈夫ではないかということでした。

以上でございます。

○**會田一男委員長** 続きまして、志翔会さん。

○**大城宏之委員** 1点目だけ。タブレット本体購入費用を提案したのは私です。水かけ論になってしまうけれども、個人のタブレットを6年前から使っていました。この公用タブレットは使いづらいついて、あれほど議会事務局にも言っていたんだけれども、購入されたのはこれでした。

使いづらいというのはまず大きさがB5です。タブレット講習会にみんな出たけれども、A4でやっていました。何でこれを購入したのかわからない。公用タブレットに関しては議員活動100%、個人タブレットは議員活動と私的なのも入るのであれば、按分なしとは言わないけれども、タブレットだってキーボードを使えばパソコンになるんだよね。だから、そういう形でできないかと思って提案をしました。

これは4年リースだよ。じゃ、4年後に大きいのに変えてください。財務にちゃんと行ってください。

それを一般質問で言おうとして、はぐらかされたんだけれども、入札って安ければいいんだろうか。初めに、単価はありきだということが非常に解せないの、俺らも使い勝手のいいのを認めてくれませんかということで提案を出しました。

各会派の意見を尊重すれば、個人タブレットに関しては、やむなしと自分で考えておりますので、公用タブレットを使いましょうということで結構だと思います。

ただし、4年後は一番いいものを購入したいということ、声を大にして。初めての人はこれでもいいかもしれないけれども、ずっと使っていると、A4サイズのよさがすごくわかるんですよ。

A4サイズの資料を同じサイズで見れるんです。ところが、公用タブレットは反転して拡大しないと見えない。そういうメリット、デメリット、どちらかといったらデメリットのほうがすごく大きい。

導入に当たっての勉強会に俺は5回くらい出ていました。勉強会で使うのはA4のサイズでやります。時代はこれからA4サイズですよとメーカーが言っているのに。

それで、余分な話するけれども解せないのは、市長は大きいのを使っていて、一般質問した翌日から小さいのに変えた。どうしたことなんだ、これ。皆さん、感じなかったか。自分でこうやって見ているんだよ、A4で。ところが、俺が質問したら、今度は小さくなって、こうな

ったんだから。こういうのは非常に解せない。

だから、こんなくだらない話をしてしまいましたけれども、今会派の意見を聞けば、タブレット本体購入に関しては、公用でタブレットを購入したんだから、いたし方ない、やむなしと思います。

2項目については担当でお願いしたいと思います。

○**會田一男委員長** 副委員長。

○**佐藤栄作副委員長** カメラですけれども、会派で話し合っ、やはり確かにこのタブレットにカメラはついているんですけれども、例えば行政調査へ行ったときとか、撮りづらかったりとかはあるので、現状はリースで対応することとすると書いてあるんですけれども、今は多分デジカメで安いのは2万円しないんですよ。

そういう意味で、消耗品扱いで2万円以下であれば、うちの会派は人数もいるので、結構行政調査でよく使うときもあるので、そういう意味では現状維持というか、消耗品という扱いで対応できるのかなと思っています。

あと、通信料は、ほかの会派さんと一緒に、現状維持でいいのではないのかなと思っています。

以上です。

○**會田一男委員長** まず、タブレット本体購入ということに関しては、各会派ともなるべく可能な限り購入しないという方向というような意見だったと思います。

公用タブレットが支給されておりますので、新たに個人が購入する、結局、会派で買って対応するという形をとるのかどうかということになってくると思うんですが、それはなしということでもよろしいですか。

〔「按分なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 按分なしということで。なしというか、公費からは購入なしということで。対象外ですね。政務活動費では対応しないということで、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** そのように決定いたします。

それから、カメラについては、各会派の意見を聞きますと、まず、タブレットで対応するという考え方。それから、会派に必要な台数認めるというようなこと。ただ、これに関しては、各個人が買うような形でということは、認めないというような方向でもよろしいのでしょうか。各会派で買って、会派で管理してということを経験として。

休議します。

午後 1時56分 休憩

午後 2時12分 再開

○**會田一男委員長** それでは再開します。

カメラについてですが、金額が2万円以下で備品とならないのものもありますので、次の最新判例を踏まえた対応についての消耗品の項目で協議するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** ご異議なしと認め、最新判例を踏まえた対応についての消耗品の項目で協議することとします。

暫時休議します。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時19分 再開

○**會田一男委員長** 再開します。

通信費については、いろいろ意見が出されましたが、按分1/4、上限1万円の現状維持として、個人タブレット分の通信費については会派判断でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** ご異議なしと認め、按分1/4、上限1万円の現状維持といたします。

それでは、協議事項（3）最新判例を踏まえた対応についてをご協議いただきます。

事務局より最新判例を1件説明したいとのことですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、以前より宮城県議会の政務活動費に関する資料、裁判について、協議の参考として説明させていただいておりました。協議の参考資料としていた裁判結果につきましては、仙台地裁のものでありましたが、控訴審判決の仙台高裁の結果が出ましたので、今回、資料として毎日新聞のウェブの記事をタブレットに配信させていただいております。

10月29日の判決でございますが、詳細資料についてはお渡しできない状況ではございますが、会派控室のパソコンに関して、2分の1を超えて適用したものに関しては返還と地裁ではなっておりましたが、これを変更して、仙台高裁の判決については、会派控室のパソコンに関しては、全額政務活動費で執行しても違法ではないというものになっているようです。

こちらに関しましては、仙台市議会の事例などと比べて、条件等に相違はいろいろあると思われませんが、会派控室に関して、仙台高裁で全額を認めたケースでございますので、最新判例の一つとしてご説明させていただきました。

説明は以上でございます。

○**會田一男委員長** ただいま事務局から発言がありました、各委員からご意見、ご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、前回、各会派に持ち帰り検討としましたので、会派ごとに検討結果を説明していただきたいと思います。

そこで、パソコン用ソフト等について含めて報告願いたいと思います。

まず、虹とみどりの会さん、お願いいたします。

○**蛇石郁子委員** 先ほど残っていた3番、5番に関してということでもいいですか。

○**會田一男委員長** はい。

○**蛇石郁子委員** 按分の考え方としては、前回は申し上げたとおり、現状どおりということですね。パソコンに関しては、現状で按分なし。可能な限り購入を行わず、リースで対応とすること。現在パソコンがあるということと、あと、公用タブレットを導入したということなので、現状どおりということですね。

5番のPC用ソフト、セキュリティ・追加アプリ等、これは検討事項として、公用タブレット導入により、パソコンの使用頻度が低下するというふうに挙げられています。現在のところは按分なしで全額適用ということなんですけれども、できれば按分を入れたほうが良いなと思っております。按分4分の1ということをご提案したいと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** そのほか、按分についてと名刺代等や備品の取り扱いについてまでお願いしたいと思うんですが。

資料3のうちの備品の取り扱いについてで、パソコンとパソコン用ソフトについては、そこに入れて協議したいと思います。

資料3の按分についてと名刺代について、まず最初に協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大城委員。

○**大城宏之委員** 事務局にお聞きしたいんですけども、市の職員の名刺って全額自己負担なんですか、それとも、市で幾ばくか負担されているんですか。お聞きします。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 原則、自己負担という形となっております。

以上です。

○**會田一男委員長** 大城委員。

○**大城宏之委員** これは役職とかすべてたがわず、市長以下全員が実費で負担しているという解釈でよろしいですか。助成に関しては。

○會田一男委員長 伊藤事務局長。

○伊藤議会事務局長 市長は確認をしておりますけれども、正副議長については役職があるということで、公用でつくっている部分はあります。ただ、職員、部長以下は間違いなく自分たちでつくっているということになります。台紙だけ一部使っている人もいますけれども、全部実費という扱いです、職員は。

○會田一男委員長 大城委員。

○大城宏之委員 了解しました。

○會田一男委員長 蛇石委員、名刺のほうについてはよろしいですか。

○蛇石郁子委員 名刺代については、現在は手引きに記載なしで支出実績なしということです。按分ということがもし必要ならば、4分の1ということをご提案したいと思います。

○會田一男委員長 大城委員。

○大城宏之委員 この記載なし、支出実績なしというのは、以前はあったんですよ、前言ったけれども。俺が2期目のときに駆け込みで、印刷代という名称で名刺を4,000枚だかつくった議員がいたの。それを指摘されて、だめということになったんですよ。若い議員はわからないけれども。ガソリン代もすべてそういう議員としての行為が指摘を受けて、4分の1だ、廃止だということになってしまったわけね。今、事務局から聞いた名刺代実費負担は非常によく理解しました。

私が言いたいのは、民間企業では上場企業で社長と一般社員の名刺が違うなんていうのはあり得ない。世の中の常識、議会の非常識。正副議長に役職があるから認めているというのなら、委員長だって役職じゃないのかなと、非常に疑問を提起したいんですよ。

これから年末年始、建設水道にしたって、文教にしたって、いろいろお呼ばれがあります。初めて名刺交換するとき、委員長は必ずあいさつや乾杯してくださいというふうに、公的に使っているんだもの、そういうのを。だから、問題提起したのは、例えば限度として1期2年間で100枚までは公職についている者は認めますよとか、そういう取り決めをしていったほうが僕はいいのではないのかなと。

逆に、議長、副議長、正副委員長は同じ名刺で統一したほうが、世の中の一般常識に僕はかかっているんじゃないかなと。どこの議会に行っても、みんな名刺違う。議会事務局の局長さん、次長さん、係長さん、みんな違う名刺出すの。例えば、ある会社に行くと、総務課に行ったら、総務部長も、課長も、次長も、同じ名刺だ。大企業に行ったら、大きいところへ行ったら。銀行だってそう。それが役所だけがみんなばらばらというのはいかなものかというのは追記して言いたいんだけど、だったら、ある程度限度額を決めて、認めたらいいんじゃないですかというのを提案した理由です。

○會田一男委員長 次に、報告願います。

共産党さん。

○高橋善治委員 按分の話ですね。この按分というのは、いわゆる会派控室で専ら使うものと、それから、控室以外で使うものという、政務活動費の支出を分けるとすると、この按分を入れているものというのは、おおよそ会派控室の外で使うものということで、管理そのものが個々の裁量に任されていて、どんなふうに使われているかというのを立証すること自体が不可能なので、按分という形にしていると。

それから、会派控室で専ら使われるものについては会派が、要するに、政務活動として管理することができるという、大きな違いがあるんだと思うんですね。それで、この按分については以前問われたときに、現状維持とお答えしたのは、そういうことであります。

それで、新たな問題が今度出てくるわけですね。例えばの例で言いますと、パソコンもデスクトップ型の、要するに会派控室でしか使えないものと、ノートパソコン型になるとどこでも自由に使えるとなると、機能的にどのように使われているのかの管理がなかなか違いが出てくるので、こういったどう管理されているのか着目して物事を考えたほうが、わかりやすいのかなという思いがございませう。

按分について、個別具体的に一つ一つの話ではなくて、会派控室で管理できるものについては原則、按分しなくてもいいのではないかと考えております。

名刺代について、大城委員のおっしゃることも十分わかりますので、例えば委員長、副委員長までは、議会費用としてつくって広報するという方法で、政務活動費の範疇外の扱いにしたほうが、よりすっきりするかなということですね。

名刺代については、名刺そのものは確かに政務活動上も使えますが、私どもの会派での使い方を見ていると、専らそれ以外のところで使う機会のほうが多いので、按分にもなじまないかなという思いがいたします。

以上です。

○會田一男委員長 次に、社民党さん、お願いします。

○柳田尚一委員 按分について現状維持の考え方でおります。ただ、個人的に言わせてもらおうと、ガソリン代が4分の1は、私が職員のとときに、通勤費というのがあって、通勤するところから何キロの方は何キロまで、何キロは何キロというのもあったものだから、個人的にはこの辺のガソリン代についてはどうなのかな、ちょっと考える余地はあるのかな。

名刺代については、今言ったようにそれぞれが統一した名刺であれば、似顔絵をかかっている名刺であれば、写真を入っている名刺あればとか、いろいろあるものだから、先ほど言ったような役職についているところまでについては、そこは波及してもいいのではないかなと思っています。

以上です。

○**會田一男委員長** 続きまして、緑風会さん、お願いします。

○**大木 進委員** 按分ですが、現状のガソリン代とか、通信料の4分の1の按分率、これは現状維持という意見であります。

ただ、先ほども話出ましたように、会派内の、これは後の備品にも関係あるんですが、会派内でのその備品、消耗品等につきましては、按分なしの全額適用でぜひお願いしたいという意見でございます。

あと、名刺代につきましては、これはいろいろやはり意見が出まして、その名称の種類が写真やら、あとはいろいろなデザインやらということがあって、個人のその意向が非常に大きく比重を占めているということで、名刺につきましては、各人に任せたいほうがいいという意見でございました。

以上です。

○**會田一男委員長** 続きまして、公明党さん、お願いいたします。

○**但野光夫委員** 私は以前から意見は変わらないんですが、皆さんの意見を聞いて、按分については皆さん、今までどおりということなんですが、最後にお話になる備品についても按分を、先ほどカメラのところでお話ししましたけれども、2万円を超える備品については按分を入れるべきではないかと、こう考えております。

名刺代も、皆さんからお話あったとおり、政務活動で使う名刺というのは比較的やはり少ないのかなと感じております。ですから、名刺は今までどおりでいいのかなと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** 認めないということですか。

但野委員。

○**但野光夫委員** はい。

以上です。

○**會田一男委員長** 続きまして、新政会、お願いします。

三瓶委員。

○**三瓶宗盛委員** 新政会といたしましては、会派控室で使用する消耗品、事務用品等は全額、事務機器、例えばコピー機とか、個人宅で使用する分に関しては、按分せざるを得ないということでした。

あと、名刺については、台紙をいただいていますから、それは認めないということで話になりました。

以上です。

○**會田一男委員長** では、志翔会さん、お願いします。

○**佐藤徹哉委員** 順序は逆になっちゃいますが、名刺については先ほど大城議員が代表で話し



ていただいたので、重なりますから避けます。

按分についての考え方ですが、ここで出てくるものについて、タブレットが貸与されたので、それに合わせて変えていかななくてはということで、上がってきたものだと思いますが、現状、この按分すべきもの、按分率について、変えなくてはならない特段の事情にはなり得ないと考えます。

前回1年間、政務活動費検討委員会の中で、市議会議長会のQ & Aよりも厳しいものを設定した根拠があります。それを覆すだけの大きな変更とは言えないと考えますので、按分について、現状を変えるべきではないと考えます。

以上です。

○**會田一男委員長** 大城委員。

○**大城宏之委員** 一応それで僕もいいんですけども、さっき委員が言ったように、今、現状よりもこれからどうするかと考えたときに、政務活動費検討委員会として、次に開かれる議会改革特別委員会に申し送りとかはできないのだろうか。

例えば、政務活動費検討委員会で、ガソリン代というのはほとんど交通費だと思うんですけども、役所に近い議員もいれば、片道40キロの議員もいるし、そうすると、僕はそういうのは非常に不公平感が出ると思うんですよね。年に4回議会や特別委員会があっても4分の1って。議会開催中については市役所まで、例えば7キロ以内は1日幾らですよと、10キロは幾らですよと決められた役所もあると思うんだ。会社もみんなあるんだから。それを適用していただきたいとかそういう答申はできないのかちょっと聞きたいんですけども。

○**會田一男委員長** 伊藤事務局長。

○**伊藤議会事務局長** 会派で検討いただければと思います。

○**會田一男委員長** 大城委員。

○**大城宏之委員** 了解しました。

○**會田一男委員長** 各会派からご意見頂戴いたしました。

按分について、現状維持という大多数のご意見でしたが、現状維持ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** それでは、現状維持という形で決定したいと思います。

それから、名刺代について、委員長、副委員長については事務局対応というようなお話も出ました。あと、それ以外は対応しないというご意見でございました。どのように決定いたしましょうか。ご意見お伺いしたいんですが、事務局で対応できるのですか。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** ただいまの役職の関係、委員長、副委員長の名刺をとというこ

とに関しては、政務活動費検討委員会の中で決めるものではないものですから、これについてはこういう意見があったということで捉える形でよろしいでしょうか。

○**會田一男委員長** ここで決定はできないよね。

伊藤事務局長。

○**伊藤議会事務局長** ちょっと補足説明をさせていただきますと、そのような意見があったということでは確認をしたいと思えますけれども、ただ、単に名刺だけの問題ではなくて、その他もろもろの正副委員長の活動、行動、行事関係等かかわってきますので、すぐに対応できるかどうかと言われると、ちょっと何とも言えないところもございまして、そこは本当に事務局で、先ほど大城委員のほうからタブレットの関係もございましたけれども、十分に協議をさせていただく必要がある部分かとは思っていますので、申しわけありませんが、事務局のほうでの対応ということで、受け取らせていただければと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** あと、名刺代については4分の1という話も出たんですが、そのほかは対応しないという形でした。ほとんどの意見が対応しないという意見でございましたので、この名刺に関しては、政務活動費からは支出をしないと決定したいと思います。

続きまして、備品の取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず、虹とみどりの会からお願いいたします。

○**蛇石郁子委員** 備品購入に関しては、今のところ事務所費の中で対象機器等ということで、使用条件が決められています。上限額を必要額として2万円以上のものを備品とする。そして、ただし可能な限り購入を行わず、リースで対応することとし、当分の間、事務所は会派控室とされているかと思えます。

先ほども少し申し上げましたが、パソコンに関しては、会派控室に公用パソコンを設置していますので、現状どおりでいいと思っています。

セキュリティ、PC用ソフト等は、今のところは按分なし全額適用となっていますが、こちらにも公用タブレット導入していますので、若干使用頻度が低下するのではないかという課題等が挙げられております。

現在、按分なし全額適用ということに関しては、やはり按分を設けたほうがいいと思っていますので、こちらのほうは4分の1とご提案したいと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** 続きまして、共産党さん、お願いいたします。

○**高橋善治委員** 私どもは2人会派で、控室にはノート型のパソコンが1台配備されております。大人数の会派というのはそうでないようにの間お伺いしましたので、そうしますと、その必要度合いというのは、小さい会派と大きい会派ではちょっと違うところもあるというのは

十分理解をしました。

いわゆる会派控室の中で、使用が限定されるような仕組みになっているかどうかというのは、まずこの場合は大事な事かなというと思っています、パソコンについては。コピー機は持って歩く話もないので。

ですから、会派が管理できるのであればリースにすることなんでしょうけれども、公用タブレットが入ったからといってそんなに制限をするという必要はないんだけど、しかし、これも常識の範囲で、1人2台会派室に置く必要があるのかと言われれば、それは当然ないわけで、ただそんな台数まで制限するような話まで、ここで事細かに決めるのかどうかということもあって、いわゆる会派控室に備えつけるパソコンについては、全額適用したらいいのではないかなと思います。

逆に、いわゆる個人的な管理のもとに置くような形になるノート型のパソコン等については認めない。要するに、どちらかにするしかないと思うんですね。いわゆる公用タブレットが入ったということで、持ち運び可能なものについては認めがたい、会派控室で専用使用するものについては認めるという形がいいのかなと思います。

それから、セキュリティ問題とか、追加アプリについて、必要性の証明ができるかどうかということだと思うんですね。これについて政務活動費で購入すべきものなのかどうかという判断だと思えます。これは必要なものは適用されたいかなと思います。

その判断というのは、会派が判断することになるわけですが、私たちの政務活動費は領収書の公開もしておりますので、そのソフトについての仕様、性能、必要性というのは十分市民の皆さんに検証いただき、必要なものは認めるということにしたらどうかと思います。

備品等についてもそうですが、会派で管理するという大前提があるので、これは備品台帳を備えつけ、いわゆる政務活動専用に使いますということで、会派が管理するというのであれば、この備品については、とりわけ按分をする必要はないと思います。

先ほどデジカメの話をしていただきましたが、要は機能上どこまで、これはパソコンもそうなんです、どれだけの性能を持つものが認められるべきなのかということについて、価格の変動が激しくて、なかなかこれをそのたびに決めていくというのがどうなのかということがあつて、そのリースにしたって、パソコンのどこまでの機能を持たせるかということがあつて、極めて難しい問題なんです、ただ、そういうことで上限をどうつけるかというのは、もう少し検討して、必要があれば提起をするということで、今のところはそこまでちょっと提案できないということです。

以上です。

○**會田一男委員長** 社民党さん、お願いします。

○**柳田尚一委員** 結論的に申し上げますと、現状どおりでいいんじゃないかなと思っています。

ただ、備品の取り扱い、これについては按分であっても、しかるべきじゃないかなと思います。  
以上です。

○**會田一男委員長** 緑風会さん、お願いいたします。

○**大木 進委員** パソコンにつきましては、各会派でさまざまな利用頻度が高い、それぞれ活動についても使用している現状を見ますと、これは導入するべきと考えております。

それに伴うソフト関係につきましては、現状どおり、按分なしの全額適用ということであり  
ます。

備品等につきまして、特にコピー機、また、先ほど申し上げましたけれども、事務機器、用品等、消耗品も含めまして、やはり広報紙とか、あとはさまざまな資料作成等を含めて、非常に本当に各議員の皆さんも利用されていると思うんですね。ですから、やはり本当に必要とされるものにつきましては、これはやはり按分なしの適用ということでの意見でございます。

○**會田一男委員長** 公明党さん。

○**但野光夫委員** 備品の取り扱い、全体的に2万円を超える形の備品台帳に書くものは、難しいんですが、按分を取り入れるべきではないかと私は思っております。

その中でも、パソコンとか、PCソフトとか、追加アプリ等がのっているんですね。そして、確かにタブレット、パソコン配られたけれども、パソコンは使いますよね。これは間違いなく。

だから、その按分は皆さんとご協議いただいて、でも、1人1台とかって決めるか、決めないかはわからないけれども、その政務活動により多く使う備品に関しては、按分しなくてもいいのかなと今考えております。

何か複雑な説明で恐縮ですけれども、按分したいという思いと、しなくてもいいものもあると感じているところでございます。ソフトやアプリも同様な理由でございまして、それをどう表現するかを、皆さんとよく協議していきたいと思っております。

以上です。

○**會田一男委員長** 新政会、お願いします。

○**三瓶宗盛委員** 新政会としては、パソコン、コピー機、この中に先ほど言ったようにカメラも追加して備品として取り扱う分に関しては、会派で使う分には規制は要らないのではないかと。それを家に持ち帰れるようなノート型パソコンに関しては、按分が必要なのではないかと  
いう話は出ました。

セキュリティソフトになりますけれども、こちらはセキュリティなので、例えば自分が使っているUSBを市役所のパソコンにつないだときにウイルス感染するとか、危険性もあるので、それは全額出してもいいのではないかという話になりました。

以上です。

○**會田一男委員長** 志翔会さん、お願いいたします。

○佐藤徹哉委員 備品の取り扱いについてですが、専ら会派控室で使うものについては按分の必要なしと考えます。そして、この中で、パソコンを備品と捉えるから、じゃ、按分どうするという考え方になるんです。専ら会派控室で使うということであれば、確かにデスクトップパソコンならば、そこから移動して使うということもなく、専ら会派控室のほうで按分必要なしという理屈も通ると思いますが、今はデスクトップパソコンを探すことのほうがむしろ難しく、デスクトップパソコンを使う人は自分で組み立てて使っている状況なんですよ。

また、そういった状況の中で、今もうここ1カ月だけでもデータ流出、ハードディスクの盗難、販売なんていう話が当たり前のようにニュースになっている中で、パソコンを可能な限りリースで対応するとか、備品であるとかという認識そのものがもう前時代的なもので、パソコンは1人1台持っていて当たり前。そして、政務活動用に1台別途持ちなさいぐらい厳しくしていいんだと思います。

ただ、そこには当然スキルの差が出てくる。使いこなせないので必要ありませんという方がいらっしゃれば、それは無理に買えとは言いませんが、自分は政務活動用のパソコンとプライベートのパソコンは完全に分けて使いたい。自分がかかわっているものの情報の漏えいも怖いし、自分の趣味で使っているものの内容が何らかの事故で、トラブルで流れてしまうのも怖いんですから、そういうパソコンというのを備品、あるいは会派控室にあるからいいというものではなく、個人でしっかり政務活動とともに管理しなければならないものという認識を持たなければいけないのではないのでしょうか。

なので、パソコンについては、購入のハードルを下げて、要は、全額負担ならば私も政務活動のパソコンを1台持ちたいというぐらいの考えを持っていただけるように、これは按分せず、むしろ購入を促すべきだと考えます。

それに伴うウイルス対策等々のソフトについて、これを導入したからいいよという話では絶対がないので、そこの購入に制限をかけるべきではないと考えます。

○會田一男委員長 仙台高裁は按分かけているということで、ほとんど按分かけているという内容をこれまで説明して、議員使用だと2分の1。あと、ガソリンなんかで見られる個人使用が入れば4分の1というものがあるものですから、それでお話ししているのと、先ほど説明したように、会派控室に今はしているわけで、こういう例が初めて出ましたので。

暫時休議します。

午後 3時03分 休憩

---

午後 3時23分 再開

○會田一男委員長 再開いたします。

三瓶議員。

○三瓶宗盛委員 先ほどから皆さんで話し合っているとおりに、会派の控室で使用するものに関する備品に関しては全額、事務機器等、個人で使用する部分に関しては按分するという事によろしいかと思えます。いかがですか。

○會田一男委員長 ほかにございますか。  
但野委員。

○但野光夫委員 個人で使用するという、その言葉がよくないんだよ。

だから、備品については2分の1の按分とする。

備品については、備品の政務活動費の使用は2分の1の按分とする。ただし、会派控室で使用するものについては、その限りではないとする。

○會田一男委員長 ほか、ないですか。

それでは、今の但野委員の発言のように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 では、そのように決定いたします。

そこで、今まで協議してきた内容についての適用時期のことについて、お話をしていただきたいと思えます。

この件について、皆様からご意見をお伺いしたいと思えます。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 適用時期に関しては、いろいろ考え方はあるんですけども、1点だけ、今回協議させていただいて、適用時期に関して来年4月1日とした場合、運用において例えば備品に関して、決まる前だから買ってしまおうということで、今買われるのはちょっといかがかなということで、適用時期は4月1日にしても、運用に関してはこれ以降、会派内で周知していただいて、こういう取り決めのもとでこうやっていきたいという形ではいかがかなと考えています。

今変えるから、今のうちに買ってしまおう考え方ではなくて、一応4月1日から適用するという中で、運用時期に関しては、今なるべくこういう形で運用したいということではいかがでしょうか。

○會田一男委員長 但野委員。

○但野光夫委員 今、佐藤さんからお話あったように、運用時期は4月1日からだけれども、こういう話し合いをしているので、皆さん、駆け込みで買うなんてことはしないようにしましょうと、この委員会で申し合わせ事項として会派に伝えましょう。

それでどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 今、但野委員から発言ございました。適用時期については4月1日からだ

けれども、実際の運用については通達をして、皆さんにご協力を願う形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項（４）改選時期の取り扱いについて協議いただきます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、改選時期の取り扱いについて、タブレットに配信しております資料４により説明させていただきます。

こちらの資料については、現状については前に説明したとおりでございますが、考えられる対応案について、前回口頭のための説明であったため、改めて掲載しております。

なお、資料４の次にイメージしやすい資料を添付しておりますので、こちらも見えていただきながら説明をお聞きいただければと思います。

まず、見直す場合についてですが、大きく３つのパターンが考えられます。そのうち、改選期のみ一部発生主義を導入する案になりますが、こちらは２つ。

１つ目が、一部発生主義を導入し、条例を改正するパターン。こちらの場合、領収期限については発生主義の考えを適用し、３０日延長の１０月２日となり、政務活動費の議長への提出議案についても１０月２日という、議長提出期限を３０日間延ばす条例変更と、一部発生主義を導入するという形で取り扱うような案でございます。

次に、一部発生主義を導入し、条例は改正しないパターンですね。こちらの場合、領収期限については発生主義の考え方を適用し、９日間延長の９月１２日となりますが、政務活動費の議長への提出期限については変更がございませんので、９月１２日ということで、条例を変更しないというもの。発生主義の一部導入により、領収期限だけ９日間延びて、９月１２日という形になる案でございます。

次に、現金主義のまま、条例のみ改正するパターン。こちらの場合、領収期限については現状のままの９月３日。ただ、政務活動費の議長への提出期限については１０月２日、議長提出期間を３０日延ばすような条例変更となる案になります。

最後に、現状のままのパターンですが、こちらについては領収期限についてと、政務活動費の議長への提出期限の変更はなく、現状のままの９月１２日というような、現状維持となる案でございます。

なお、いずれの案につきましても、債務については議員任期の９月３日まででありますので、例えば発生主義を取り入れた場合、９月３日までの債務で、領収書の日付が１０月２日までや９月１２日までが精算対象になります。あくまで議員任期の９月３日までの債務という前提になります。

次に、改選期の基準日についてになります。こちらは初めての政務活動検討委員会の際に協議事項に入れておりましたが、前回等の説明の際にちょっと漏れてしまったものですから、改めて説明させていただきたいと思います。

改選期の基準につきましては、現状、交付基準日が毎月1日の会派構成人数に応じて交付される形になっておりますので、9月3日、任期満了の改選時期の場合は、前任期の交付金として支給されております。

課題検討事項としては、経理責任者会議等で挙げられておりますが、新任期が9月4日から始まると。9月4日から9月30日まで、27日間の分に関しては交付されないというようなことが挙げられております。

参考に、資料4の下段に、他市の郡山市のような取り扱いをしていない事例を一部掲載しております。例えば、西宮市ですけれども、こちらは改選期については、任期満了日の属する月に当たっては、日割り計算という形で、日割りとしております。また、長崎市の事例としては、任期満了日の属する月の前月までの月を交付し、改選後、途中で新たな議員となった新議員に対しては翌月分から政務活動費を交付ということで、改選月分に関しては支給していない形になっております。高松市のように、基準日に在職する議員の在職日数が、その月の日数の2分の1に相当する日数に満たない場合は、任期満了の翌日が任期の起算日である議員が当該基準日に在職するものとして、その議員に対して交付する。要は、その月の在職日数が多い側のほうに支給するような形になっているところもございます。

改選期の取り扱いについての説明は以上でございます。

○**會田一男委員長** ただいま事務局の説明が終了しました。

各委員からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

但野委員。

○**但野光夫委員** まず、改選期における精算期間の今までの課題が解決できるのは、この一番上の西宮市と認識するんですが、つまり、どうしても自分の任期内の携帯電話料金が1月後に来るので、2番目の10日間延ばしただけでは精算できないよね。精算できないので、やるのであれば、この西宮市にするのが、今までの課題解決に向けてはよろしいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

そして、改選期の基準日に関するのは、ちょっと説明聞いてもよくわからなかったんだけど、その月は確かに新しくなった人は交付されないけれども、実際は10月1日付で交付されれば、さかのぼって支出することはできるんだよね。だから、今のままでいいと思うんですが、どうでしょうか。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございますか。



高橋委員。

○高橋善治委員 精算の問題ですが、9月3日ということで、これは当然、日割り計算が可能なもの、客観的に可能なものということになるんでしょうが、この場合、領収書は2枚もらうことになるのだろうなと想像するんですが、そういうことが実際、現実的に可能な場合と可能でない場合もあるようなと。

だから、領収書の添付、要するに日割り計算ができるというところだけにとどめてもらわないと、なかなか実際には。

例えば8月16日から9月15日までの分と、そうすると、だと、9月3日までの分は幾らですかとなって、ちょうど半分ですと。じゃ、半分の領収書と。あと、こっちの分も半分の領収書というふうに、2枚もらわないとだめなことにはしないでほしい。これを一部発生主義と条例改正をする場合には、そういう取り扱いをしてもらいたい。これが一番現実に入った改定だと思いますので、1の①が私もいいなと思います。

それから、改選月の問題で、これは私も変だなと思ったのは、私ども今回3人から2人に減ったわけですね。だけれども、3人のときに9月の分をもらっているんですよ。ちょっとおかしいなと。しかし、そういう取り決めだから、しょうがないですから、一番いいのは、これは西宮市のように日割りで分けることがいいと思う。いわゆる、任期満了ははっきりしているので、でも、解散になったときどうするんですかなんて話も一方ではあるんですが、これはどっちがいいのかということで、なかなかよくわからないんだけど、西宮市が一番現実、現状に合致した方法だろうなと思うんですね。

以上です。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 1点だけ補足でございますが、経理責任者会議等で領収証2枚の件は、9月3日までと9月4日以降で、なるべく領収書を分けられるものは分けてくださいとなっております。ただし、今、委員がおっしゃったように、任期をまたぐものにあっても、1枚の領収書を日割りして、その領収書の写しで、次期任期以降対応するというような形で、経理責任者会議でお話しいただいておりますので、日割りできるもの、任期をまたぐものに関しては、取り扱いは大丈夫でございます。

以上でございます。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

○佐藤栄作副委員長 ちょっと事務局に聞きたいんですけども、これ、今、但野委員と高橋委員が一番上が妥当というお話だったんですが、一番上だと条例改正する期間、その時間的なものとか、実際、条例改正するとなると、どういうふうになっていくのか教えていただきたい

んですけれども。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** まず、この条例に関して、正式に所管する部局にはお話しして、その上でいろいろご意見とかをお聞きする機会は一度この政務活動検討委員会の中で設けていただきたい。

完全に議会所管の条例ではないですので、この部分は議会で変更案を出して、すぐ全会一致でお決めするのは不可能な話ではないんですが、基本的に当局等で条例等を上げる場合は審議会などで、何でこれを変えるのかとか、しっかりとした理由が必要になります。

議会提案で自分の使いやすくするためにという部分が前面に出てしまうような条例変更のタイミングになってしまう。逆に、ほかのいろいろな部分で考えた上で、例えば前回、調査費から政務活動費に名称変更で、そのほかのもろもろの要件を備えつけないといけないということで条例変更したときは、大幅な変更でありましたが、そういったものとあわせてやるというのも一つの手法であります。いずれにしても、この場で決定するというよりも、一度所管課にはお話しする機会は、委員会として設けていただければと考えております。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございますか。

佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** すみません、失礼しました。ちょっと修正なんですけれども、基本的に、議会側で勝手にというよりも、議会の要請、議長から市長に要請という形の手続が必要だということで認識していただければと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございますか。

三瓶委員。

○**三瓶宗盛委員** 今説明されたんですけれども、じゃ、その説明がないと、これは決められないですよ。方向性だけで構わないですか。

○**會田一男委員長** 事務局長。

○**伊藤議会事務局長** 方向性としては、議会側として、一旦先ほど佐藤係長が話しましたように、総務部に入ってもらって、こちらの意見を申し伝えた上で、それでできる、できない、当然向こうだってその場では言えないですので、あくまで議会としてこういう形に変えてもらうのが一番いいんだということを決めてもらった上で、議長から市長に要請をしまして、当局として検討して、どのように受けとめるかという回答をいただく流れになるかと思っておりますので、議会として、やはり一旦は方向性を出して、議長に報告をしていただく流れは必要かと思いません。

○**會田一男委員長** 皆様のほうから何かございませんか。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** できれば条例改正をしない形で、対応案としては2の現状維持で、領収期限9月3日、提出期限は9月12日のほうがいいかなと思います。

○**會田一男委員長** ほかにございますか。

但野委員。

○**但野光夫委員** そもそもこの課題が何で上がっているかというと、議員期満了の前の月の携帯電話や通信料金の領収が後になってしまうから請求できない、つまり、1カ月分は議員負担が続いている。

だから、それを解決しよう。だから、3年と11カ月分は請求できたとしても、最後の1カ月分は政務活動費で請求できない。領収期間が次の月になってしまうから。だから、今回そういうのを改正したり、また、先ほど善治さんから任期をまたいでしまうものとか、請求できませんとか、そういうことが発生するので、本来政務活動費で請求されるべきものが、この改選期であるがゆえに請求できなくなっているシステム上の問題を改善しようということで、これは理念とか、哲学とか、関係ない。言ってしまうえば。システム変えて、ちゃんともらえるものをもらうようにしましょうという話なので、聞けば聞くほどこれはおかしいんじゃないかと、それは違うんだということを理解してほしいんです。

○**會田一男委員長** 大城委員。

○**大城宏之委員** 発生主義について、僕は但野委員に同意見ですけれども、これからますます振り込みが多くなります。新聞代も何で議員なのに振り込みにしてくれないんですかと言われたことがあります。

もう人が少なくなって、集金はどんどん新聞社も振り込みにしてもらえませんか、うちの新聞屋は言ってきているんだけど、いや、これどうしてもこの払った月で精算だからだめだということで、これからどんどんキャッシュレスの時代が続くと、どうしてもその起算日中心になるので、この1の意見で僕は改正案いいんじゃないのかなと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○**會田一男委員長** ほかにございませんか。

おおむねの意見が、一部発生主義と条例改正をするというようなご意見でございましたが、この方向でまいりますか。いかがですか。

1の(1)の①一部発生主義と条例改正をする、ただ、この条例改正の場合、市当局との調整が当然必要になりますし、この件については次回までに整理し、必要となれば当局からお出でになっていただいて、ご説明をいただくという形をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、そのようにいたします。

改選期の基準日についてということですが、考え方をどのようにも、これも一緒に当局との説明、次回にしないでだめですね。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 今、案としていろいろ考えられるものを挙げたので、当局の説明には、議会の考え方という部分は、委員会としてあったほうがよろしいと思いますので、この部分をご協議いただければなと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** いろいろな基準日の考え方、例として3つ挙げておりましたが、現状のままいくとか、それから西宮市みたいに日割りにするとか、それから任期の多いほうに回すとか、高松市の例とか、いろいろあるようですが、この委員会としてはどのような方向に持っていくべきかという案がございましたら、お願いしたいと思います。

大城委員。

○**大城宏之委員** うちが会派が多いので、一回持ち帰らせてください。ここで勝手に、ものの考えがあるので、次回までにはっきりこの件については。

○**會田一男委員長** きょうは方向性として

大城委員。

○**大城宏之委員** 西宮市同様、日割りでお願いします。

○**會田一男委員長** では、今、日割りというご意見ございましたが、皆様よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、当委員会での意見としては、日割りというような形でいきたいと思えます。

続きまして、協議事項（5）その他について、皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** それから、委員長より、政務活動費検討委員会の設置要綱についてご協議いただきたい件がございます。

佐藤栄作副委員長とともに協議を行いました。この政務活動費検討委員会は、必要の都度、設置と考えております。このため、現在の設置要綱について、一部見直しが必要と思われるので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、要綱について説明させていただきたいと思えます。

資料としては、資料5として改正案と現行ということで書いてある案を挙げさせていただいておりますが、現在の政務活動費検討委員会については、現行の要綱で設置しておりますが、こ

ちらを必要に応じ、設置時の状況に応じた人員構成等の体制で設置できる形で、任期についても、検討目的案件が終了するまでの形で、また、委員外の議員についても明記する形で要綱を変更するような案としてなっております。

こちらの変更の案として、第3条のところと、あと、第6条のところが大きな変更案としては記載しております。委員の任期は会長会等で定められた協議案件が終了して議長に報告した段階で、一応設置は目的を達したということで、終わります。また必要に応じて設置できるとする都度設置の形での変更案を示している状況でございます。

要綱については、説明は簡単ではございますが以上でございます。

○**會田一男委員長** 要綱改正について、事務局の説明が終了しました。

各委員からご意見、ご質問等をお伺いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 異議なしとの声がありますが、この改正案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、改正案のとおりに変更することと決めます。

ほかに事務局から何かございますか。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 手引きの改正等について簡単に説明させていただきたいと思っております。

本委員会で協議して、変更する事項等をご確認いただく点もありますので、次回等々に示せる範囲でご確認させていただきたいと思っておりますが、資料としてちょっと添付していますが、改選期の取り扱いに関しては、経理責任者会議でお話ししておりますので、その部分についての変更と、あわせて支出調書ですけれども、現在、A4横を縦にということをご提案させていただきたいのです。

そこの部分にご協議いただければなと思います。

以上でございます。

○**會田一男委員長** ただいま事務局から説明がございました。

支出調書を横から縦にするということなんですが、皆様のご意見をお伺いいたします。

但野委員。

○**但野光夫委員** 賛成です。

○**會田一男委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 賛成意見のほか、なしということでございますので、支出調書を縦に変更すると決定したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 次の委員会の日程は、1月24日、午後1時15分から予定しております。

なお、後日改めて事務局より通知いたします。

それでは、以上で政務活動費検討委員会を終了いたします。

午後 4時00分 開会

ここに署名する。

---

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 會田 一男

副委員長 佐藤 栄作

委員 三瓶 宗盛